

第1章

みんなで作る自治のまち

1. 市民協働の推進

1. 市民協働推進のための環境づくり
2. まちづくり活動に携わる人材育成
3. まちづくり活動情報の共有化
4. まちづくり組織への支援
5. まちづくり活動の拠点の充実

2. 新たなコミュニティの構築

1. コミュニティ組織の育成・支援
2. コミュニティ組織のネットワーク化

3. 多様な交流の推進

1. 国際交流の推進
2. 外国人への支援
3. 市民交流の充実

4. 人権の尊重

1. 人権啓発活動の推進
2. 人権教育の推進
3. 人権擁護活動の推進

5. 男女共同参画社会の推進

1. 男女の人権が尊重される体制づくり
2. 啓発活動の推進
3. 社会参加の促進

第1節 市民協働の推進

基本方針

新しい公共の考え方にに基づき、市民と行政とが互いに協力しながら責任を持って、まちづくりを行う市民協働の展開を図ります。また、まちづくり情報の共有化や市民活動への様々な支援措置を体系的に整備し、将来にわたり持続可能なまちづくりシステムの構築を目指します。

現況と課題

少子高齢化や防犯・防災など地域社会の課題は急速に複雑化しており、公共サービスの提供を行政が一元的に担うこれまでの仕組みは、もはや成り立たなくなっています。特に、東日本大震災においては、行政の広範にわたる対応に対して、身近な対応における地域コミュニティの有用性をあらためて認識することになりました。

これからは市民と行政が相互に信頼と協調に基づき連携し、異なる立場や特性を生かし、それぞれの役割を分担しながら、自らの知恵と責任において行動する市民協働のまちづくりを推進していくことが求められており、市民に向けて「広報おみたま」、「市ホームページ」などを通して市民協働への理解とまちづくり活動への参加を呼びかけてきました。

平成23年度には、市民協働を促進させるための方向性と具体的方策を定めた市民協働推進プログラム（まちづくり行動計画書）を策定し、まちづくりに対する意識の醸成が図られました。これからも市民と行政が信頼しあえるパートナーシップ体制を確立するため、市民主体のまちづくりへの参画を促進させるためのPR活動やまちづくりリーダーの養成に努め、市民協働の意識をより一層、深めていく必要があります。

また、公共サービスを提供する行政とその担い手のひとつである、まちづくり活動団体がそのサービスの質の向上と安定化を図るためには、情報の共有化を図ることが大切であり、行政は情報をわかりやすく、速やかに提供していく必要があります。

さらに、市民がまちづくり活動しやすいシステムづくりや「まちづくり組織支援事業」の普及促進やその事業費の財源確保並びに既存公共施設の利活用制度など、市民活動を支援する仕組みをさらに拡充していく必要があります。

施策の目標

■まちづくり組織認定団体数

「まちづくり組織支援事業」の支援を受けてまちづくりを展開する団体数の拡大を目指す。

現況(H24)

40 団体

目標年次

70 団体

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 市民協働推進のための環境づくり《1101》

重点施策（テーマ1）

- ①市民協働推進プログラムに基づき、情報の共有・まちづくりに関する意識の醸成、担い手づくりやまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくりなど、活動がしやすい環境づくりに取り組みます。
- ②まちづくり活動組織団体同士が連携を強化し、地域活動のリーダーとして地域活性化に努めます。
- ③市民と市が協働で、まちづくりを進めるため、既存行政区の機能充実・交流促進の支援に努めます。

2. まちづくり活動に携わる人材育成《1102》

重点施策（テーマ1）

- ①協働についての理解を深めながら、実践的なまちづくり活動を支援するため、地域づくりのリーダー養成塾の内容を充実させるとともに、受講生の拡大を図ります。

重点施策（テーマ1）

- ②定年退職された方（団塊の世代）などの豊かな経験と知識を生かすため、地域づくりへの参加を広く呼びかけ、まちづくりアドバイザーとして地域づくりでの活躍の場を提供します。

重点施策（テーマ1）

- ③ボランティアやNPOなどの活動を紹介するとともに、活発な市民活動が展開されるよう情報を発信するなど、まちづくり活動実践への支援に努めます。

3. まちづくり活動情報の共有化《1103》

- ①「広報おみたま」, 「市ホームページ」により、市民団体の主催するイベント紹介や活動報告をわかりやすく伝えます。
- ②市民団体が掲示板やパンフレット配布, ホームページなどによって、自主的に活動情報をPRする取り組みを支援します。

4. まちづくり組織への支援《1104》

- ①市民による地域活動を支援するため、「まちづくり組織支援事業」の充実や地域活動が意欲的に継続・発展していくような制度の充実・強化に取り組みます。

重点施策（テーマ1）

- ②まちづくり組織の活動を将来的に安定化させるため「基金」を設立するなど財源の確保を図ります。

5. まちづくり活動の拠点の充実《1105》

- ①まちづくり組織などが地域活動を展開する際の活動拠点として、既存の公共施設などのスペースを確保し、事務所機能を有するスペースとして利活用しやすくする仕組みの構築に努めます。

第2節 新たなコミュニティの構築

基本方針

「自分たちのまちは自分たちで創る」という住民自治の基本理念に基づき、小学校区を単位とする新たなコミュニティ組織（地区コミュニティ）の構築を目指します。そのため、市民のコミュニティ意識の高揚を基本にしながら、様々な育成支援策を推進するとともに、コミュニティ組織相互のネットワーク化を図ります。

現況と課題

近年、深刻化しつつある人口減少や核家族化の問題は、地域社会における連帯意識を低下させてきました。また、個人のライフスタイルや価値観の多様化により市民ニーズもますます多様化し、増大してきました。こうした中、本市では、地域における様々な問題を市民自らが解決しようと、小学校区を単位とする地縁型のコミュニティ組織（地区コミュニティ）が7つの小学校区で発足し、活発な活動を展開してきました。これらの地縁型のコミュニティ組織は、東日本大震災などの災害時にも重要な役割を果たしています。

また、本市には、環境保全や教育・福祉など、特定の目的のもとに活動するコミュニティ組織（テーマコミュニティ）も多く、年々、これらの団体は各種事業をとおして連携する機会も増えています。

今後、各地域の一体感を高め、市民協働のまちづくりを推進していくには、これらのコミュニティ組織の更なる活性化はもちろんのこと、特に、地域を舞台に活動する地区コミュニティの市内全域への広がりが大切です。そのためには、「自分たちの地域は自分たちでつくりあげる」という自治意識の醸成や、地域住民と行政との連携を強化していかなければなりません。

また、コミュニティ組織における各々の取り組み姿勢は、地域性、歴史性など組織の成り立ちによって、熟度の差もみられますが、今後、本市における地域活動を全市的にバランスよく展開していくためには、様々な団体間のネットワーク化をさらに推進する必要があります。

施策の目標

■学区コミュニティの割合

小学校区単位のコミュニティ組織を全市で立ち上げることを目指す。（コミュニティ組織数／小学校区＊100）

現況(H24)

58%
(平成23年度)

目標年次

100%

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. コミュニティ組織の育成・支援《1201》

重点施策（テーマ1）

- ① すべての地域において充実した地区コミュニティ活動が小学校区を単位に展開できるよう、ネットワーク化や活性化への支援を図ります。
- ② 「まちづくり組織支援事業」などにより新たなコミュニティ組織の育成・支援に努めます。

2. コミュニティ組織のネットワーク化《1202》

重点施策（テーマ1）

- ① 各種コミュニティ活動の活性化を図るため、地区コミュニティやテーマ型コミュニティを中心とした、定期的な活動報告会を開催します。
- ② コミュニティ活動組織間の連携強化や情報を共有し、より大きなコミュニティ組織のネットワーク化を目指します。

第3節 多様な交流の推進

基本方針

国際化に対応した人づくり、まちづくりを目指し、市民協働を基本とした姉妹都市交流や国際理解教育の推進など、国際交流を推進します。また、市民交流を促進し、市民の一体化を進めるとともに、外国人が安心して生活できる地域づくりを目指します。

現況と課題

本市では、学校での国際理解教育や国際交流協会による姉妹都市アメリカ・アビリン市との青少年訪問団相互交流など、多様な国際交流を展開しています。こうした国際交流の活動を支えているのは、アビリン訪問者の保護者などで組織する「国際交流父母の会」や通訳ボランティア「野いばらの会」、日本語教師ボランティア「サバイディ」、子ども向け日本語ボランティア「手と手の会」などのボランティア組織です。

今後は、姉妹都市アビリン市との交流などを通じ、教育、文化のみならず、産業、経済などの分野でもその成果を具体的に反映していく必要があります。

これまでは、本市に居住する外国人は横ばいの傾向にありましたが、茨城空港の開港に伴い、本市は中国や韓国などの世界の都市と直接繋がり、多くの来訪者を迎えています。今後は、空港を利用する観光客などの増加に伴い、日常生活を通して外国人との交流の機会はより多くなり、国際化が進展するものと予想されます。

こうしたことから、市民一人ひとりが国際理解を深めるとともに、企業の外国人雇用や農業への研修生受け入れなど、外国人が日本人と同じ環境で働き、学び、遊び、暮らすための情報提供や生活環境の整備など、様々な支援をしていく必要があります。

また、市民交流の面では、世代を超えたふれあいの輪を築こうと、たくさんの地域イベントが実施されています。特に本市の誕生を契機として市民の一体感の醸成と郷土愛を深めるために開催されている「ふるさとふれあいまつり」は夏の風物詩として定着しつつあります。これらの地域イベントは、コミュニティづくりに大きく貢献し、地域の個性を発揮するものとなっており、更なる充実を目指す必要があります。

施策の目標

■国際交流協会会員数

国際交流協会の会員数の拡大を目指す。

現況(H24)

138人

目標年次

150人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 国際交流の推進《1301》

- ①国際交流協会など国際交流活動推進諸団体による多様な活動を支援するとともに、団体間のネットワーク化や会員の確保に努めるなど、諸団体の体制強化を図ります。

重点施策（テーマ1）

- ②国際交流ひろばなど各種イベントを開催し、外国人との交流の場の提供に努め、国際交流への理解と国際感覚の育成に努めます。
- ③姉妹都市アピリン市などとの青少年訪問団相互交流、産業、経済、文化、教育など多様な分野における交流を推進します。

2. 外国人への支援《1302》

- ①外国人に対して、外国語による広報や生活ガイドブックなどにより生活情報を提供するとともに、行政窓口での外国語対応力の向上を図ります。
- ②通訳ボランティア、日本語ボランティアの育成を支援するとともに、ボランティアの登録、派遣できる体制づくりを推進します。

3. 市民交流の充実《1303》

重点施策（テーマ1）

- ①「市ふるさとふれあいまつり」「市民体育祭」「市民文化祭」「市産業まつり」など、市民主体で運営する市民交流事業の充実化に努めます。

第4節 人権の尊重

基本方針

差別や偏見がなく、人権が尊重される地域社会をつくるために、様々な機会をとらえて、あらゆる人権課題に関する啓発と教育を推進し、人権意識の高揚に努めます。

現況と課題

人と人とのふれあいや思いやりの心を育み、差別や偏見のない住みよい地域社会づくりを進めるためには、人種、信条、性別、社会的身分または門地（家柄、家格）により、政治的、経済的または社会的関係において差別されないこと、すなわち憲法で保障されている「基本的人権の尊重」が何よりも大切です。

国連では、「人権教育のための国連 10 年」を 2004 年末まで実施し、この取り組みをさらに推進するため「人権教育のための世界計画」を進め、2010 年以降、同計画の第 2 フェーズ期を実施しており、世界的規模で人権教育を継続的に取り組んでいます。

我が国においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年）や「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年）に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところです。

しかしながら、依然として学校や職場でのいじめ問題、児童や高齢者への虐待問題、インターネットの匿名による個人の尊厳の侵害など、人権に関わる社会問題が新聞などに多く報じられています。

このような状況に対応するため、本市においては、講演会や人権教室の開催をはじめとして、差別や偏見のない地域社会づくりに向けた取り組みを進めています。

また、ますます多様化していく社会の中では、すべての市民が、家庭や地域、職場などのあらゆる場面や分野において相手を尊重しあいながら、その個性や能力を十分に発揮して参画できる地域社会の形成を目指し、関係機関と協力しつつ、人権啓発・人権教育に総合的に取り組んでいく必要があります。さらに、人権擁護委員や関係機関と連携して、子どもや高齢者、女性の人権の保護をはじめとして、家庭・近隣のトラブル相談など人権擁護活動を推進していくことも重要です。

施策の目標

■人権教室の開催学校数（年間）

市内の小中学校において、定期的な人権教室の開催を目指す。（市内小中学校 16 校を、年 3 校以上開催）

現況(H24)

0 校
(平成 23 年度)

目標年次

16 校

※平成 24 年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 人権啓発活動の推進《1401》

- ①国や県など関係機関との連携・協力に基づき人権課題に対する正しい認識を深め、人権尊重の意識が広く定着するよう、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。

2. 人権教育の推進《1402》

- ①学校や地域、職場において、人権課題に対する正しい認識が身につくよう、人権擁護委員による人権教室や出前講座の開催など、人権教育を推進します。

3. 人権擁護活動の推進《1403》

- ①人権擁護委員による特設人権相談所を継続して開設するなど、人権擁護活動の充実に努めます。
- ②市要保護児童対策地域協議会、家庭相談員、母子自立支援員、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等の活動の充実に図り、発生予防や早期発見・対応に努めます。

第5節 男女共同参画社会の推進

基本方針

男女の人権が尊重される男女共同参画社会を目指し、全庁的な協力体制のもと総合的な施策の推進を図ります。また、家庭、学校、地域、職場などにおける男女平等や、政策決定過程での女性の参画促進など、あらゆる分野での男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育ての両立支援、雇用機会の均等など男女が働きやすい環境づくりを目指します。

現況と課題

少子高齢化の進展、社会経済の低迷、失業者や非正規労働者の増加による格差社会の拡大など、社会情勢が大きく変化している中で、女性と男性が、互いに認め合い、互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

我が国においては、「男女雇用機会均等法」（昭和 60 年）や「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年）など、男女共同参画社会の形成に向けた法律や制度の整備を進めてきました。茨城県においても、「茨城県男女共同参画推進条例」（平成 13 年）の制定や「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」（平成 14 年）「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 18 年）の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりに取り組んでいるところです。

男女共同参画社会実現に向けた法律や制度は整備されましたが、女性に対する差別や偏見が意識や行動の中に残っており、DV（ドメスティックバイオレンス）被害をはじめ、就労環境や出産、子育て、介護など、様々な問題で悩む女性が多く存在します。社会制度・慣行の見直しや多様な生き方への配慮など、市民の意識啓発は十分進んでいるとは言い難く、より一層の意識づくりや環境づくりが求められているところです。

そのため、引き続き、平成 22 年 3 月に策定された「小美玉市男女共同参画推進計画」（いそとりどりパレットプラン）に基づいた総合的な施策の推進を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを積極的に展開していく必要があります。

施策の目標

■審議会等委員への女性登用の割合

審議会等委員への女性登用の割合

■男女の平等が実現していると思う市民の割合

職場、教育現場、地域、家庭で男女平等が実現していると感じている市民の割合

現況(H24)		目標年次
24%	▶	35%
現況(H24)		目標年次
71% (平成23年度)	▶	80%

※平成 24 年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 男女の人権が尊重される体制づくり《1501》

- ①「市男女共同参画推進計画」に基づき、行政運営の政策・方針決定の場にさらに女性が参画できるように、審議会などにおける女性の積極的な登用や、情報提供・人材育成を図ります。
- ②男女共同参画や女性問題に関する相談窓口の充実整備を図ります。

2. 啓発活動の推進《1502》

- ①男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しのための啓発を推進するとともに、あらゆる差別の解消に向けた啓発活動の推進や学習機会の提供に努めます。
- ②男女共同参画活動の充実、農業・自営業者への意識啓発など、家庭や地域、学校などで男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを推進します。

3. 社会参加の促進《1503》

- ①仕事と家庭の両立支援のため、子育て、介護環境の整備・充実を図ります。
- ②男女の雇用における平等を実現するため男女雇用機会均等法の周知などの取り組みを実施します。

